

(写)

千労発基 0706 第1号
令和5年7月6日

千葉地方最低賃金審議会

会長 大澤 克之助 殿

千葉労働局長

岩野 剛

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づく、千葉県最低賃金（昭和55年千葉労働基準局最低賃金公示第7号）の改正決定に関して、最低賃金法第10条第1項の規定に基づき、貴会の調査審議をお願いする。

なお、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2023（同日閣議決定）に配慮していただくよう、併せてお願いする。